設備要件について

各障害児通所支援事業について、一宮市では基準省令上の「その他運営に必要な設備」を以下のとおりとします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和6年4月現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | その他必要な設備 | 必要な広さ |
| 児童発達支援 | 相談室、洗面所、便所、事務室 | 発達支援室（定員×3㎡）・ロッカーや手洗い場など、その場で療育が出来ない場所は、それを除いて計算すること。 |
| 放課後等デイサービス | 相談室、洗面所、便所、事務室 | 発達支援室（定員×3㎡）・ロッカーや手洗い場など、その場で療育が出来ない場所は、それを除いて計算すること。 |

注1：上記以外に運営に必要な設備がある場合は、それを設けること。

注2：相談室は4人程度が面談できるスペースを確保すること。

注3：多機能型の場合、サービス毎に定員数に応じた広さの発達支援室を設けること。

　　　（主たる対象が重症心身障害児の場合を除く。）

　なお、令和3年3月以前に、すでに愛知県にて指定がおりている事業所については、定員変更や多機能型でのサービス追加等で改めて図面相談が必要な場合には、上記の設備要件の確認をいたしますので、ご承知おきください。